国士交通省

超軽量動力機等の飛行には航空法の許可が必要です!!

平成21年3月茨城県利根川河川敷にて発生した超軽量動力機の死亡事故 をはじめ、超軽量動力機等による複数の事故が発生しており、これらの中に は、航空法上必要とされる許可を取得せずに飛行していたケースが多く含ま れております。

超軽量動力機等により飛行を行うときは、航空法上必要な許可を取得する とともに、許可条件を遵守して頂き安全運航に心がけて下さい。

航空法上必要な3つの許可

※以下を守らない場合は航空法の罰則の対象となります。



超軽量動力機等を航空の 用に供するためには、機 体の安全性等を確認する ため、航空法第11条第 1項ただし書きの許可を受けることが必要です。

超軽量動力機等を操縦す るためには、操縦者の技 量等を確認するため、航 空法第28条第3項の許 可を受けることが必要で

超軽量動力機等を航空法で 規定する飛行場以外の場所 で離着陸させるためには離 着陸行為の安全性等を確認 するため、航空法第79条 ただし書きの許可を受ける ことが必要です。

上記に関するお問い合わせ先(申請先)

(1)

東京航空局

保安部航空機検査官 〒102-0074

東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎 TEL 03(5275)9292

内線 7584

•大阪航空局

保安部航空機検査官

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎4号館 TEL 06(6949)6211 内線 5263

•東京航空局

保安部運用課検査乗員係

〒102-0074

東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎 TEL 03(5275)9292

内線 7516:7517

·大阪航空局

保安部運用課検査乗員係 〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎4号館 TEL 06(6949)6211 内線 5216-5217

離着陸場所を管轄する空港事 務所

航空管制運航情報官

(3)

各地域を管轄する空港事務所 については航空局ホームページ に掲載されております:

http://www.mlit.go.jp/koku/15 bf 000212.html

※ 航空法上必要となる許可に関する詳細は航空局ホームページに掲載:

http://www.mlit.go.jp/koku/15 bf 000115.html

※ 航空事故の詳細は運輸安全委員会ホームページに掲載:

http://araic.assistmicro.co.jp/jtsb/aircraft/new/air.asp